

特定非営利活動法人 おんわ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 おんわ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県東広島市三永一丁目5番23号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東広島市民または同市に帰省した子育て家庭、就労する保護者等に対して、児童の発達段階に応じた主体的なあそびや生活が可能となるよう、児童の主体性、社会性、創造性の向上、及び基本的な生活習慣の確立等に関する事業を行い、地域や保護者・児童のニーズに迅速かつ柔軟に対応し、個々に応じた保育・子育て、教育支援に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 保育事業
 - ② 放課後児童健全育成事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む

ものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	日野 裕康
副理事長	藏内 くみこ
理事	宮 亜紗美
理事	吉本 卓生
監事	脇 博之
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、徴収しない。
- 7 この法人の理念
穏和：いつも穏やかに、一人一人の子どもを大切にします。
温和：おだやかな気候のように温かい保育をします。
オンワード：向上心をもって常に前進します。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

昨今、児童の保護者は共働きが多く、核家族化した家庭の児童は少子化家庭で孤立して過ごす時間が長くなっています。そのため、孤独・孤食・孤立から児童を守り、地域社会の中で家庭的な温かい時間を過ごす社会を実現するため、放課後児童クラブの保育、長時間保育を通じて、心身ともに健全な児童の育成を支援が必要と考えています。

このような問題に対応するため、家庭・地域等に対して、児童の発達段階に応じた主体的なあそびや生活が可能となるよう、児童の主体性、社会性、創造性の向上、及び基本的な生活習慣の確立をするべく、学校とは違う、小規模集団ならではの一人一人の子どもを大切にする保育、一人一人のリズムに合わせる「待つ保育」を方針とし、少子化社会対策の子育て・教育に、特定非営利活動法人の活動を取り入れて社会貢献したいと考えています。また、保護者が安心して働ける環境、地域で子育てをサポートができる環境、子育ての情報発信等、子育て環境の支援を目指しています。

このため私たちは、東広島市放課後児童健全育成事業の条例に準じる東広島市民間いきいきこどもクラブの運営と地域の子育てニーズに適した一時預かり保育を主たる事業として考え、東広島市民または同市に帰省した子育て家庭、就労する保護者等に対して子育て相談、発達相談、発達支援、自然体験活動、運動サポート、学習サポート等、子育てをより楽しめる環境作りを行います。東広島市より民間いきいきこどもクラブ運営の委託を受け、市民に開かれた活動を継続して展開することで子どもの健全育成を図る活動を途切れることなく行うことができると考えています。しかし任意団体では、行政や企業からの協力を得ることが難しく、営利を目的とする会社では子育て支援を必要とされる児童や保護者に対して平等に支援することが困難な為、保育事業、放課後児童育成健全事業等の活動の中、地域や保護者・児童のニーズに迅速かつ柔軟に対応し、個々に応じた保育・子育て、教育支援をするため、特定非営利活動法人設立が望ましいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

令和2年4月個人事業「みんなのいえ西条」を計画。地域の民生委員、社会福祉協議会協力のもと、東広島市民間いきいきこどもクラブの計画を東広島市保育課と協議・申請する。

申請地域は需要が満たされているため不承認。

同年5月「みんなのいえ御菌宇」東広島市と協議・申請する。他の事業者が計画中のため不承認。

5月中旬、東広島市保育課と協議し、今後必要とされる三永、板城、郷田地区にて民間いきいき子どもクラブの開設地を検討する。任意団体（個人事業）でなく、特定非営利活動法人設立の支援を特定非営利活動法人キッズNPOより受け開設の準備を進める。

同年6月特定非営利活動法人おんわ設立の計画を進めながら、「みんなのいえ三永」の予定地が決まり、東広島市と協議する。

同年7月末「みんなのいえ三永」東広島市民間いきいき子どもクラブ委託事業を正式に依頼される。

同年8月19日特定非営利活動法人おんわ設立総会を開催。

同年9月10日特定非営利活動法人おんわ設立総会（第2回）を開催。

令和 2年 9月13日

特定非営利活動法人 おんわ

設立代表者 広島県呉市押込4丁目25番4号

日野 裕康



令和2年度事業計画書

特定非営利活動法人 おんわ

1 事業実施の方針

家庭・地域等の連携の下、「みんなのいえ三永」予定地の準備（改装、清掃、備品用意等）、周辺のおそび場等の整備や清掃活動に参加し、令和3年4月から地域の子育て支援活動「東広島市民間いきいき子どもクラブ」「一時預かり保育」を実施していくことの広報活動や、家庭・地域とのかかわりが深められるように地域活動に参加、「みんなのいえ三永」の運営説明会を行う等、準備活動をする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
保育事業	一時預かり保育の準備と、地域活動、説明会を行う	R2.10.1 ～準備活動	東広島市	2	0	0
放課後児童健全育成事業	民間いきいきこどもクラブの準備と、地域活動、説明会を行う	R2.10.1 ～準備活動	東広島市	2	0	1,300

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の 予算額 (単位：千円)

令和3年度事業計画書

特定非営利活動法人 おんわ

1 事業実施の方針

当法人の基盤となる保育事業、放課後児童育成健全事業の活動をホームページや広報誌等を作成して活動報告を広げることで、翌年度の入所申し込みを増やしたり、賛同会員数を得られるように、地域・行政から信頼される法人としての活動を目指す。家庭・地域・行政等の信頼関係と連携の下、三永小学校の児童を主とした「東広島市民間いきいき子どもクラブ」に定員23名の児童を満たせるよう、また地域の子どもたち、子育て家庭を主とした一時預かり保育に月8名の子どもを受け入れられるように、子どもたちが楽しめるあそびや生活が出来るよう、子どもたち一人一人の個性を大切に、基本的な生活習慣の自立サポート、子育て相談、発達相談、一人一人の子どもに合わせた発達支援、栽培や飼育・川・山・海等を通しての自然体験活動、学校に応じた学習・運動サポート等を行う。また、地域活動に積極的に参加し、家庭と地域が一体となった子育て、家庭と地域の懸け橋になるよう地域に根差した子育て支援などを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
保育事業	認可保育園を目指し、一時預かり保育、子育て相談、発達相談、発達支援、地域活動参加、広報活動など	R3.4.1～ R4.3.31	東広島市	2	96	240
放課後児童健全 育成事業	民間いきいきこどもクラブで学童保育、子育て相談、発達相談、発達支援、学習サポート、運動サポート、自然体験活動、地域活動参加、広報活動など	R3.4.1～ R4.3.31	東広島市	3	276	11,177

11/17

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の 予算額 (単位：千円)

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から 令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 おんわ

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取助成金等(開業運営費・準備金(東広島市))	1,300,000		
		1,300,000	
4. 事業収益			
保育事業収益(一時保育)	0		
放課後児童健全育成事業	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			1,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
		0	
(2) その他経費			
賃借料	920,700		
光熱費	0		
食材費	0		
交通費	0		
雑経費	31,866		
パソコン機器	347,434		
		1,300,000	
その他経費計			
事業費計		1,300,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
		0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	0		
減価償却費			
支払利息			
		0	
その他経費計			
管理費計		0	
経常費用計			1,300,000
当期経常増減額			0

III 經常外收益			
1. 固定資產売却益	0		
經常外收益計		0	
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
經常外費用計		0	
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和3年度 活動予算書
 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
 特定非営利活動法人 おんわ

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金（東広島市）	11,171,000		
4. 事業収益			
放課後児童健全育成事業（利用者）	1,656,000		
保育事業収益（一時保育事業）	480,000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計		11,171,000	
II 経常費用			13,307,000
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	7,547,000		
法定福利費	870,000		
退職給付費用	150,000		
福利厚生費	150,000		
人件費計	8,717,000		
(2) その他経費			
賃借料	1,320,000		
光熱費	600,000		
交通費	180,000		
雑経費	600,000		
その他経費計	2,700,000		
事業費計		11,417,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬（@50,000円/月）	600,000		
給料手当	0		
法定福利費	90,000		
退職給付費用	20,000		
福利厚生費	20,000		
人件費計	730,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	180,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	180,000		
管理費計		910,000	
経常費用計			12,327,000
当期経常増減額			980,000

III 經常外收益			
1. 固定資產売却益		0	
經常外收益計		0	
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
經常外費用計		0	
当期正味財産増減額			980,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			980,000